

一時保育事業について

資料4-4

【概要】

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担を軽減する目的（リフレッシュ）の保育ニーズに応えるためのもの

<基本補助額>

基本となる運営費を補助するもの

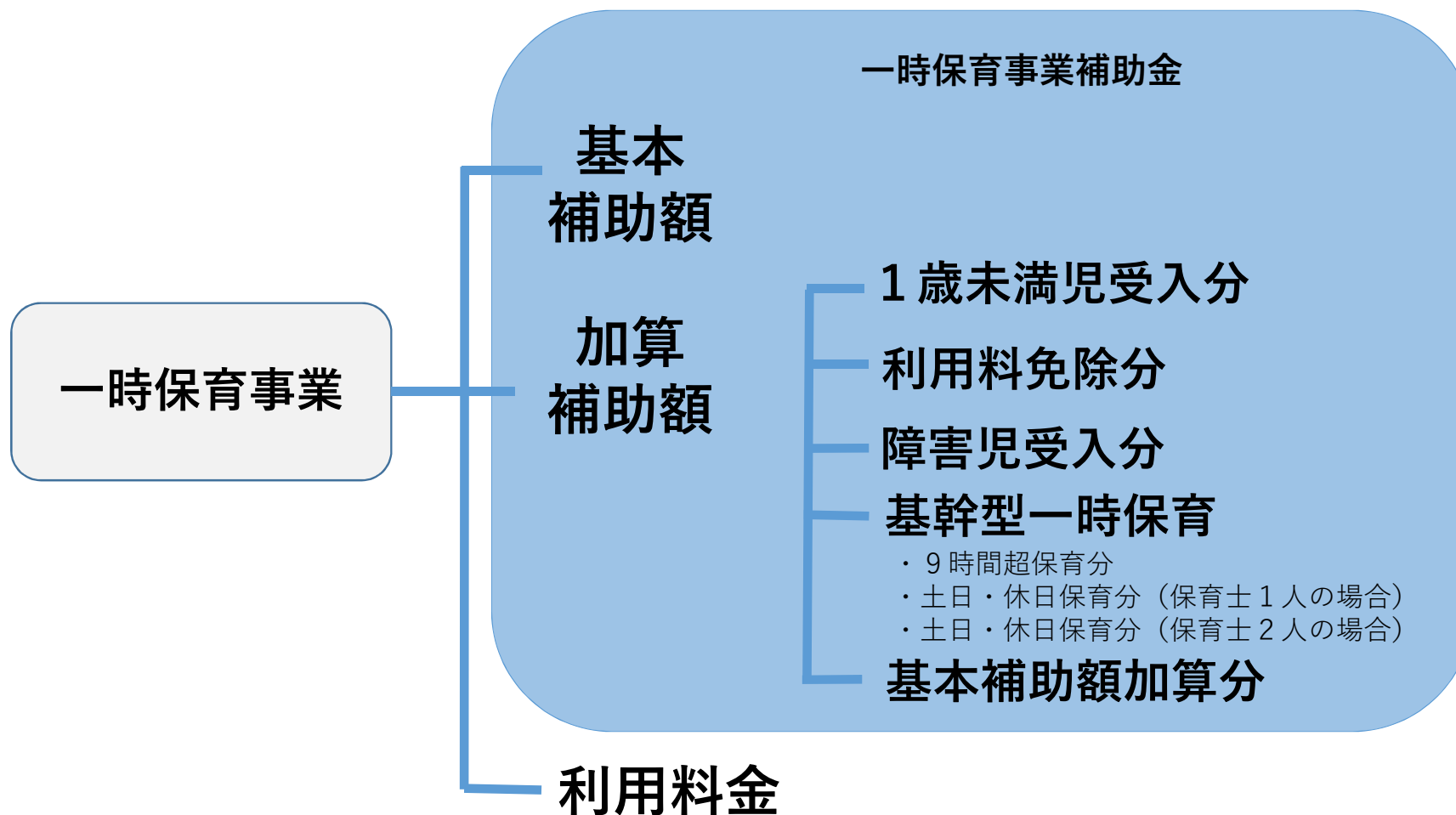
<加算補助額>

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの

- ・ 1歳未満児受入分
- ・ 利用料免除分
- ・ 障害児受入分
- ・ 基幹型一時保育
 - ・ 9時間超保育分
 - ・ 土日・休日保育分（保育士1人の場合）
 - ・ 土日・休日保育分（保育士2人の場合）
- ・ 基本補助額加算分

一時保育事業 構成図

資料 4 - 4



※補助単価の改定がある場合は、確定次第連絡いたします。

利用料免除について

資料 4 - 4

川崎市民以外の方でも一時保育の利用は可能ですが、利用料免除の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- ① 生活保護世帯（昼食・おやつ代は500円を上限に加算）
- ② 非課税世帯（単身赴任は除く）
- ③ 年収360万未満世帯
- ④ 里親に委託されている児童
- ⑤ 児童扶養手当受給世帯
- ⑥ きょうだい減免
- ⑦ 多胎児

<申請書類>

- ・免除事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足ります。
ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯のいずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも優先としてください。
- ・利用料免除に係る拳証資料については、
参考資料 4 - 2 「一時保育事業補助金・加算補助額に係る拳証資料一覧」をご確認ください。

利用料免除について

資料 4 - 4

◎年収 3 6 0 万未満世帯

【概要】

低所得世帯などの一時保育事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的に令和 4 年度から年収 3 6 0 万未満世帯（市民税所得割額等 77,101円未満）に対し、利用料免除を行っています。

【提出資料】

課税（非課税）証明書

（4～6月分については令和 4 年度分、7月以降については令和 5 年度分が必要となります。）

保護者からの申請があった場合に、課税（非課税）証明書の提出をして頂き、下記作業をお願いいたします。

税源移譲前の市民税所得割額・住宅取得控除・寄付金税額控除等の合計が77,101円未満であるかを確認

※すべての保護者から課税（非課税）証明書の提出を求めているのではなく、あくまで申請のあった方のみの対応でかまいません。

令和4年度 一時保育事業実施施設 基本補助額変更交付・実績報告

資料4-4

申請・報告書類	申請・報告期限
令和4年度一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書 ※（第8号様式）	令和5年3月31日付 で4月7日（金）まで
令和4年度一時保育事業利用実績表※	
令和4年度一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書 （第9号様式）	
令和4年度一時保育事業実績報告書（第10号様式）	令和5年3月31日付 で4月末日まで

※一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書・利用実績表は、年間利用児童数が当初見込みを上回る区分又は下回る区分となり、当初交付額が変更となる場合に提出が必要です。

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少に対する補填は行いません。

幼稚園児が一時保育を利用する場合

幼稚園児が長期休暇等で一時保育を利用した場合、在籍幼稚園が無償化の対象施設に該当するかによって、一時保育の利用料金が無償化の対象になる場合があります。在籍幼稚園が無償化の対象施設かどうかを川崎市公式ウェブサイトで公表しておりますので、ご参照ください。年度ごとに対象施設が変わるため、HPを必ず参照してください。

ホームページURL：「幼児教育・保育の無償化対象施設（公示）」

<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000110340.html>